

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与に関する規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木 隆司

鳥取県西部広域行政管理組合規則第 3 号

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与に関する規則（平成19年鳥取県西部広域行政管理組合規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改	正	後		改	正	前
	(管理職特別勤務手当)			(管理職特別勤務手当)			
第3条 組合給与条例の規定においてその例によることとする米子市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年米子市条例第48号。以下「市給与条例」という。)第27条第1項の規則で定める職員は、別表第2の左欄に掲げる職にある職員とする。	2 「省略」	3(1)・(2) 「省略」	(3) 市給与条例第27条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職特別勤務手当を支給しない。	2 「省略」	3(1)・(2) 「省略」	[新設]	
				別表第1 (第2条関係)	管理職手当を支給する職	支給月額	支給月額
				事務局長及び消防局長	82,200円	75,200円	
				次長	66,400円	64,200円	
				課長、署長、会計管理者	62,300円	54,000円	
				主査、室長、副署長	51,900円	47,800円	
				施設長	49,600円	43,600円	